

○白岡市児童福祉審議会条例

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

条例第 2 9 号

改正 令和 5 年 3 月 2 8 日 条例第 3 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 2 条第 1 項の規定に基づき、白岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（令 5 条例 3 ・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募に応じた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の調査権限）

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白岡市青少年問題協議会設置条例の一部改正）

3 白岡市青少年問題協議会設置条例（昭和56年白岡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月28日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。